

騒音・振動に係る環境基準、規制基準

規制する区域とその区分（特定工場等）

騒音規制法			振動規制法	
区域の区分	都市計画法による用途地域がなされている地域	都市計画法による用途地域がなされていない地域	区域の区分	特定工場等騒音区域との対応
第1種区域	第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域	今後の用途地域の指定の動向、現に用途地域の定めのある地域の状況等を参考にして地域の区分のあてはめを行う。	第1種区域	第1種区域
第2種区域	第1種及び第2種住居地域 準住居地域 市街化調整区域等			第2種区域
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域		第2種区域	第3種区域
第4種区域	工業地域 工業専用地域 臨港地区			第4種区域

規制する区域とその区分（特定建設作業）

騒音規制法		振動規制法	
区域の区分	特定工場等騒音区域との対応	区域の区分	区域の範囲
第1号区域	第1種区域～第3種区域 第4種区域内の学校等（注）の敷地 周囲おおむね80m内の区域 （注）学校、保育所、病院、診療所、 図書館及び特別養護老人ホーム	第1号区域	特定工場振動区域に定める第1種区域及び第2種区域で示す区域 学校等（注）の敷地周囲おおむね 80m内の区域 （注）同左
第2号区域	指定地域内で第1号区域以外の区域	第2号区域	指定地域内で第1号区域以外の区域